

○高松市子ども・子育て条例

平成25年3月27日

条例第10号

改正 平成26年4月1日用字用語整備施行

平成30年3月28日条例第14号

令和2年3月30日条例第8号

令和5年3月29日条例第5号

注 令和5年3月から改正経過を注記した。

高松市子ども・子育て条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもが有する権利と責任（第4条）

第3章 大人の役割・責務（第5条—第9条）

第4章 推進計画（第10条）

第5章 基本的施策（第11条—第18条）

第6章 雑則（第19条）

附則

子どもは、次代の高松を支えていくかけがえのない宝です。

子どもは、成長の過程で他者と関わりながら、守られ、認められ、そして自ら行動することにより、多くのことを学び、未来への可能性を広げていきます。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にす心や社会規範を身につける中で道徳性を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての高松市民の願いです。

子育てにおいては、その保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識の下、地域住民、学校等関係者なども含めた全ての大人は、子どもの気持ちを大切にし、自ら学び育つ力を尊重しながら、子どもに対して年齢や発達に応じた支援を行っていくことが必要です。さらに、大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもがこの高松に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

ここに、子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進し、明るくいいきとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔などたくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを社会全体で健やかに育むための取組について、その基本理念を定め、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。
- (3) 保護者 親又は親に代わり子どもを育てる立場にある者をいう。
- (4) 地域住民 子どもにとって身近な生活圏において居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (5) 学校等関係者 学校、幼稚園、保育所、児童養護施設その他の子どもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の設置者、管理者又は職員をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（令5条例5・一部改正）

(基本理念)

第3条 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの人格及び子どもが権利を有していることを尊重して行われるものとする。

- 2 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの最善の利益を考慮して行われるものとする。
- 3 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの年齢及び発達に応じて行われるものとする。
- 4 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務に応じて主体的に取り組み、及び相互に協働して行われるものとする。

第2章 子どもが有する権利と責任

第4条 保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが有する権利を尊重するとともに、相互に協力して、子どもが健やかに育つよう、必要な支援に努めなければならない。

2 子どもは、一人一人が権利を有することを自覚し、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項に取り組むよう努めなければならない。

(1) 自らの権利を大切にするとともに、感謝の気持ちや思いやりの心、他者の権利を大切にすること。

(2) 基本的な生活習慣及び規範意識を身に付け、社会規範を遵守するとともに、自らの言動に責任を持つこと。

(3) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加すること。

第3章 大人の役割・責務

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有することを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、家族とともに次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

(1) 子どもに愛情及び関心を持ち、ふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。

(2) 子どもが生命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながら、子どもの成長を支えること。

(3) 子どもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支援すること。

(4) 日常における挨拶や地域行事への参加等を通じて、子どもとともに地域住民との交流を図ること。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域が、子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

(1) 目配り、声かけ等を通して相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

(2) 子どもの考えや行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、学校等が、集団の中での遊び又は学習を通じて子どもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを認識し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること、並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること。
- (2) 子どもが、生命の大切さを学び、次代の親として家庭生活を大切にすることを育む機会を提供すること。
- (3) 学校等が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりを行うこと。
- (4) いじめ、虐待等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの成長に様々な影響を与えることを認識し、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもにとって安全で良好な社会環境づくりを推進すること。
- (2) 保護者、地域住民、学校等関係者及び市が行う子どもを社会全体で健やかに育むための取組に協力すること。
- (3) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。
- (4) 医療機関その他子育て支援に関する事業活動を行う者にあつては、その専門的な知識及び経験を生かし、子どもの健やかな成長を支援すること。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、必要な情報発信及び財政上の措置その他の措置を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うこと。

第4章 推進計画

第10条 市長は、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 子どもを社会全体で健やかに育むための施策の目標に関する事項

（2） 子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的な事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号）に規定する高松市子ども・子育て支援会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第5章 基本的施策

（子どもの成長への支援）

第11条 市は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の充実を図るものとする。

2 市は、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる居場所づくりや、子どもが利用しやすい公共施設等の整備等良好な生活環境の確保を図るものとする。

3 市は、子どもの生きる力を育てるための学校教育環境の整備及び充実を図るものとする。

4 市は、子どもが自らの権利及び責任について理解し、地域社会の一員として自立した大人へと育つことができるよう、多様な経験、学習等の機会の提供を図るものとする。

（子育て家庭への支援）

第12条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、子育てに係る経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等家庭及び地域における子どもを育てる力の向上を図るものとする。

2 市は、多様な保育サービスの充実、子育てがしやすい就業環境の整備等子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組むものとする。

（子どもを虐待等から守るための対策）

第13条 市は、子どもの虐待、いじめ等について、予防及び早期発見に取り組むとともに、保護を要する子どもの救済その他の措置を講ずるために必要な体制整備を図るものとする。

（子どもの貧困対策）

第14条 市は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、

全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策の推進に取り組むものとする。

(ヤングケアラーへの支援)

第15条 市は、責任や負担の重さにより学業、友人関係等に影響が出ることをないよう、ヤングケアラーへの適切な支援に取り組むものとする。

(令5条例5・追加)

(相談支援体制の充実)

第16条 市は、妊娠、出産、家庭生活その他子どもの成長及び子育てに関する問題や悩みに適切に対応できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

(令5条例5・旧第15条繰下)

(協働等による施策の推進)

第17条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、関係機関との連携協力並びに保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者との協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

(令5条例5・旧第16条繰下)

(広報及び啓発)

第18条 市は、この条例の趣旨について、子ども、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を効果的に行うものとする。

(令5条例5・旧第17条繰下)

第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(令5条例5・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により定められている計画は、第10条の規定により策定された計画とみなす。

3 この条例の施行の日から高松市子ども・子育て支援会議条例の施行の日までの間における第10条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第3項

中「高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号）に規定する高松市子ども・子育て支援会議」とあるのは、「2人以上の学識経験者」とする。

附 則（平成30年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。